※税額の確認方法
（市・県民税　特別徴収税額通知書）

①通知書の年度が，令和4年度（令和5年度）であることを確認してください。

③市民税所得割額と県民税所得割額の合算金額は，網かけ部分の合計になります。

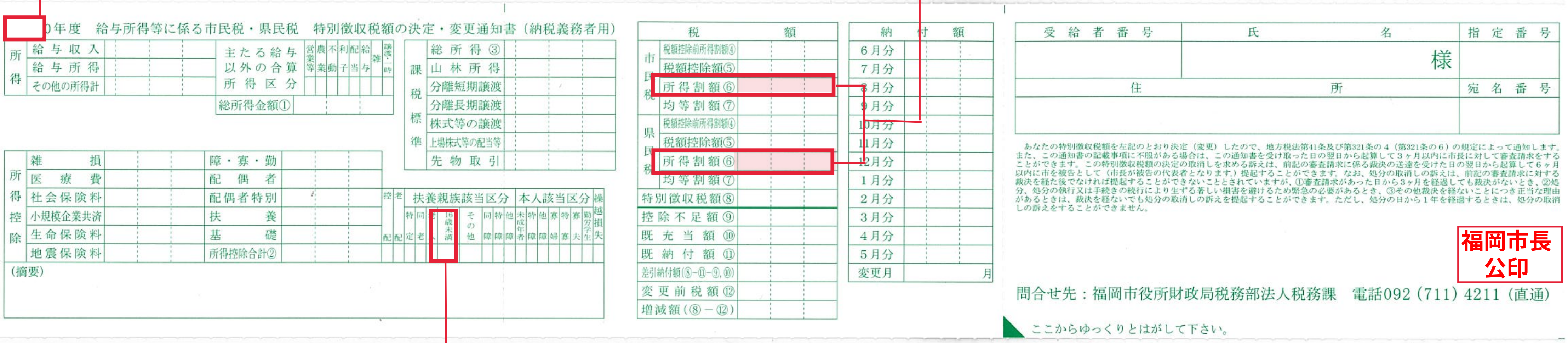

年度　給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	
	給与所得	
	その他の所得計	

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
総所得金額①								

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

所得控除	雑損		障・寡・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	

控配	老配	扶養親族該当区分								本人該当区分							繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	

（摘要）

税		額
市民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
特別徴収税額⑧		
控除不足額⑨		
既充当額⑩		
既納付額⑪		
差引納付額(⑧－⑪－⑨,⑩)		
変更前税額⑫		
増減額(⑧－⑫)		

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	
変更月	月

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するときは、処分の取消しの訴えをすることができません。

福岡市長公印

問合せ先：福岡市役所財政局税務部法人税務課　電話092（711）4211（直通）

ここからゆっくりとはがして下さい。

②16歳未満のお子さまの人数は，この欄をご確認ください。

※証明書の扶養人数と実際の扶養人数が一致しない場合は，実際の扶養人数で確認してください。（令和4年度　H18.1.2～R4.1.1まで、令和5年度　H19.1.2～R5.1.1までに生まれたお子さまの人数）